

企画競争実施の公示

平成22年6月14日

琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1)業務名 瀬田川砂防事業滋賀県甲賀市域他不動産鑑定評価(その2)業務
- (2)業務内容 琵琶湖河川事務所における瀬田川砂防事業他の用地買収等に必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書の作成とし、業務の評価対象地域及び用途的地域は次のとおりとする。
 - ・滋賀県大津市の林地地域、宅地見込地地域及び宅地地域、甲賀市の林地地域、守山市の宅地地域、及び京都府宇治市の宅地地域
- (3)履行期間 契約締結の翌日から平成23年2月28日まで

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2)平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、「C」又は「D」の等級に格付けされ、京都府又は滋賀県内に本店あるいは支店があり、競争参加資格を有する者であること。
 - 申請者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア. 更生手続開始決定書又は更生手続開始決定書(写しでも可)
 - イ. 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証する書類(写しでも可)
 - ウ. 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記(2)の書類を提出している者を除く。)
- (4)企画提案書の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指

名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。

- (5)不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (6)不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士は、過去3年間において不動産の鑑定評価（一般鑑定評価※1、公的鑑定評価※2の別は問わない）を年間平均5件以上行っていること。

※1 一般鑑定評価とは、

- ①民間による売買、交換する際の鑑定評価
- ②担保評価
- ③不動産を賃貸借する場合の賃料、地代の評価
- ④借地権、借家権、地役権、区分所有権等の鑑定評価等をいう。

※2 公的鑑定評価とは、

- ①公共用地取得等に係る鑑定評価（※詳細は説明書による。）
- ②地価公示標準地の評価
- ③地価調査基準地の評価
- ④差押不動産鑑定評価
- ⑤公売不動産の鑑定評価（※詳細は説明書による。）
- ⑥国税（路線価調査）鑑定評価
- ⑦固定資産税標準宅地の鑑定評価等をいう。

3. 特定するための評価基準

- (1)地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2)地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3)鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績、不動産鑑定士一人当たりの年間処理件数 等

- (4)業務実施方針

評価対象地域の地域動向、鑑定評価業務の的確性、鑑定評価業務の実現性 等

4. 手続等

- (1)担当部局

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4丁目5番1号

国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 経理課 契約指導係

電話：077-546-0812（内線225）

FAX：077-546-0906

- (2)説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成22年6月14日から平成22年6月25日までの毎日
9時00分から16時00分まで。
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除く。

②場所 4.（1）に同じ。

③方法 説明書の交付を希望するものは、予め(1)担当部局の担当まで事前に連絡を行うこと。

(3)企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成22年6月28日（火） 12時00分

②場所 4.（1）と同じ。

③方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ただし、持参による場合は、行政機関の休日を除く、期限内の9時00分から16時00分（最終日は12時00分まで）に持参すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定しなかった提案書は、原則返却する。（なお、返却を希望しない提案者は、その旨を提案書を担当部局に提出する際に申し出ること。）

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は説明書による。